規制の事前評価書

政策の名称	生活保護法における指定医療機関の指定要件等の見直し等について	担当部局名	社会・援護局保護課	作成責任者名	保護課長 古川 夏樹	評価実施時期	平成25年5月
法令案等の名称・関連条項	生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条から第55条まで及び第84条の4						
規制の目的、内容及び必要性等	生活保護費については、3兆7千億円を超えて、年々増加しており、保護費の中でも約半分を占めるのが医療扶助です。 生活保護受給者に対する医療扶助については、生活保護受給者の医療を担当する医療機関として厚生労働大臣又は都道府県知事が指定した医療機関(以下「指定医療機関」という。)に委託しており、指定医療機関については、現行制度において、以下の課題があります(介護扶助も同様)。 ・ 指定医療機関の指定要件及び指定取消事由が法律上明確でなく、生活保護法の制定当初より大幅に増加している指定医療機関に係る指定等の事務にあたって、公平性・公正性の担保が十分とは言えない状況にある。・ 指定の有効期間が無限限となっており、定期的なチェックをすることとなっていない。 ・ 不正の悪質な事例について、厚生労働大臣が対応できる仕組みとなっておらず、その発見や対処が不十分である。 上記の課題を踏まえて、医療扶助の適正化を図る観点から、不正を行う医療機関等を発見し、厳正に対処するため、また、医療機関等に係る不正を押止するため、以下の見直しを行うこととします。 (1) 健康保険法等の例を参考に、指定医療等と関係機関、指定的産機関及び指定施術機関(以下「指定医療機関等」という。)の指定の欠格事由及び指定除外要件並びに指定の取消事由の明確化等を行う。 (2) 指定医療機関等に対する報告徴収等について、緊急時には厚生労働大臣も行えるようにする。						
想定される代替案	(1)から(3)まで国からガイドラインを出すことや都道府県の体制強化などにより行政指導を強化することとし、不正を行う指定医療機関等を発見した場合には、自治体の判断で対処を行うこととします。						
規制の費用	費用の要素	代替来の場合					
1 遵守費用	(1)指定の申請時において、医療機関等は指定の指定除外要件や欠格事由に該当しないことを 提出する負担が生じます。 (2)指定医療機関は、6年ごとに指定の更新の申請を行う負担が生じます。 (3)指定医療機関等は、緊急時に厚生労働大臣からの報告徴収等を受ける負担が生じます。	示すための資料を作成し、	(1)から(3)まで 申請時に自治体の求める資料を提出すること等、左と同様の負担が生じることとなります。				
2 行政費用	(1)及び(2)都道府県は、指定医療機関等の指定や更新にあたり、欠格事由や指定除外要件に事務が生じますが、規定が明確化されているため、効果的・効率的に必要な行政処分を行うこと支給を回避できるため、結果的に負担が軽減されます。 (3)国は、指定医療機関等に対し、直接徴収等を行う事務が生じますが、都道府県の負担が軽減保護費が支給されるケースに迅速な対応が可能となり、結果的に負担は軽減されます。これらの他に、国及び都道府県等が、当該制度を周知するための費用が発生します。	ができ、不適切な保護費の	(1)から(3)まで 国や都道府県は、従前より行政指導を強化することに伴う費用(例えば体制の強化など)が発生し、また、自治体は、行政指導に従わない場合の対応や、不適切な保護費の支給等による負担が生じることとなります。 これらの他に、国及び都道府県等は、当該制度を周知するための費用が発生します。				
3 その他の社会的費用	特になし。	!	特になし。				
規制の便益	便益の要素		代替案の場合				
	指定医療機関の指定等の要件が法律上明確化され、また、6年ごとにその適正さについて確認に、厚生労働大臣も直接報告徴収等を実施することにより、医療扶助の実施の適正化が担保さ該規制を設けることにより、生活保護が適正に実施され、国民の生活保護制度に対する信頼がなると考えられます。	国がガイドラインを示すことや都道府県における体制強化による行政指導の実効性を高める効果はある程度期待できるものの、指定医療機関等の指定や指定の取消しに係る要件などについて、法令上明確になっておらず、また、ガイドラインにより一定程度の指針は示されるものの、その実効性が担保されないため、改正案と同程度の便益は期待されません。					
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	改正案と代替案を比較すると遵守費用や行政費用では大差ないものの、改正案の方が医療扶助の適正な実施を実現することによる公益上の便益が大きいため、改正案の方が適切であると考えられます。						
有職者の見解その他関連事項	平成25年1月25日社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会報告書(抄) (指定医療機関に対する指導権限の強化等) 〇 指定医療機関の指定要件及び指定取消事由については法律上明確な規定がない。このため、健康保険の取扱いを参考に、指定医療機関の指定要件及び指定取消要件を法律上明確化すべきである。 〇 また、現在は無期限となっている指定医療機関の指定の有効期間についても、6年間の有効期間を設けている健康保険法の例を参考に、有効期間を導入することが必要である。						
レビューを行う時期又は条件	今回の改正法案においては、施行後5年を目途として、施行の状況を勘案して必要があると認める時は、改正後の生活保護法(以下「新法」という。)の施行の状況を勘案し、新法の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする検討規定を設けており、当該規定に基づき、検討を行います。						